

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>2点、質問させていただきます。</p> <p>まず、県税収入にかかわることです。</p> <p>少し政策部的な議論にもなるかもしれませんが、ぜひ見解をお聞きしたいと思います。</p> <p>平成20年の税制改正で、地方法人事業税が地方法人特別税として国税化され、地方法人特別譲与税として地方に戻ってきているということでもあります。これは、地域間の税源の偏在を是正するため、大都市部でもうけた分を地方に持ってこようとするものだろうと思います。地方分権の考え方としては、地方税を国税にされるということは、建前上は非常に違和感を持っています。ただ、本来であれば国と地方の垂直的な財政調整ですべきでありますけれども、この部分については水平的な財政調整、都道府県下という地方団体の中でやっているということでもあります。</p> <p>香川県は、地方法人特別税として国に納めている額と、地方法人特別譲与税でもらっている額では、どちらが多いのか教えていただきたいと思います。</p>
荒井総務部長	<p>地方法人特別税と地方法人特別譲与税の制度は、平成20年度の税制改正で設けられたものでございまして、県の法人事業税の一部を分離し、国税とし、国から譲与税として県に戻ってくるということでございます。</p> <p>国に入る分と地方に戻ってくる分でございますが、これについては年度ごとにばらつきがございます。例えば、平成21年度は地方法人特別税が31億円、地方法人特別譲与税は51億円で、19億円のプラスでございました。平成22年度は地方法人特別税が128億円、地方法人特別譲与税は112億円で、16億円のマイナスでございます。その後は、ややマイナスが続いています。これは、景気の動向、要は法人事業税、法人関係税収がどのようになるのかによりまして大きく変わってくるものであります。</p>
三野委員	<p>平成23年、24年度も教えていただきたい。</p>
荒井総務部長	<p>平成23年度は、地方法人特別税が125億円、地方法人特別譲与税は121億円で、4億円程度のマイナス。平成24年度は、県税収入が非常によく、地方法人特別税が163億円、地方法人特別譲与税は余り変わらない124億円で、39億円程度のマイナスでございます。</p>
三野委員	<p>今報告をいただきましたけれども、自分の感覚とは違っていました。東京、大阪、愛知は減っていて、香川はもらっている額のほうが多いと思っていました。しかし、平成21年度だけ余分にもらって、他の年度については、香川はもらうほうが少ないということでした。平成24年度は39億円も少ないということでもあります。</p> <p>香川県は、大都会を除いて、ほかの都道府県と比べれば、企業の経営状況はい</p>

発 言 者	要 旨
荒井総務部長	<p>いのではないかと思いますけれども、香川県の企業の特徴をどのように分析されているのか、お聞かせいただければと思います。</p> <p>香川県の状況については、もう少し詳細な分析が必要ではないかと思っておりますが、まず地方法人特別譲与税をどのように各地方団体に案分するのかという制度を御説明したほうが良いと思います。</p> <p>これは、2分の1を国勢調査の人口、2分の1を従業員数で、都道府県に案分して、都道府県に譲与するということであります。本県のシェアは、現在0.78%であり、人口や従業員数が変わらなければ、大体そのぐらいの割合ということでございます。一方、地方法人特別税の本県の全国に占めるシェアは、足元ではそれよりやや高いレベルということになります。</p> <p>これはもう少し、詳細な分析が必要であると思っておりますが、先般の県の産業成長戦略の分析にもございましたけれども、平成20年秋のリーマンショックや円高の影響で全国的に景気が非常に低迷する中、本県の産業構造は、特定の業種に偏らないバランスのとれたものとなっており、経済的ショックに一般的には強いという特徴があります。全国的に法人関係の収入が減る中で、本県の法人の業績が、比較的堅調であったことから、相対的に本県の全国に対する法人関係の収入のシェアが高目で推移したということではないかと現時点では分析しております。</p>
三野委員	<p>香川県は、支店経済の流れがあったのかもしれませんが、案外景気に左右されない企業というか、割と優良的な企業が多いのではないかと分析しております。バランスがとれている企業が多いのではないかとということでもあります。</p> <p>継続されるという方向であるこの制度は、地方税としてもともとあったものがいくらあったということが見えるわけであります。</p> <p>今回新たに税制改革で出ているのは、地方住民税を一部国税化して、地方交付税の原資に使うということでもあります。これも、都市部と地方の税収格差に呼応する制度であります。交付税の原資として使うというこの制度を導入されれば、譲与税の絡みでいうと、どのようになると予測していますか。</p>
荒井総務部長	<p>地方法人特別税、譲与税の関係につきましては、昨年末から、景気がよくなってきているということ踏まえて、今後、法人税収が特に大都市部で高くなってくれば、地方にとってはプラスに作用していくということがございますので、景気動向がどうなるのかということがまず非常に大きな要素であり、それがまだわからない段階ではなかなかお答えしにくいということでございます。</p> <p>法人住民税、法人税割のご指摘ですけれども、これについても同様でございます。法人税そのものを課税標準とする地方税でございますから、法人税収がどのようにふえていくのかということがわからない段階で、かつ制度の具体的な設定内容が示されておられませんので、なかなかお答えしにくい状況でございます。</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>これから地方と国の攻防になるのだらうと思います。地方税が国税化されるということは、地方分権の観点から地方税をふやせと言っている以上、基本的には好ましくないけれども、国がこういう財政状況の中で、地方の中で税源の偏在性を是正するという当面の対策としてはやむを得ないと思います。</p> <p>問題は、交付税化されて原資に入れられたら、わけがわからなくなるのではないかということです。法人住民税を国税化するのであれば、法人事業税と同じように、特別譲与税としてもらえば、地方がこれだけあって、それぞれに配分したという形で、もともとの地方税がこれだけあったということがずっとわかっていけるとと思います。</p> <p>地方交付税の原資になれば、香川県にとって、取られた分ともらう分が減ったのかふえたのか、全くわからないと思います。交付税の原資は、ほかのいろいろな要素があるわけでありますから、地方住民税を国税化して、交付税の原資にされれば、全くわからなくなり、ますます国税化の色が強くなると思います。</p> <p>将来的に地方の財源を、地方税をもう一度復活させるという状況を考えるのであれば、地方住民税の国税化の配分は、地方交付税の原資ではなく、法人事業税のように譲与税でもらえれば、地方の枠は幾らあって、それを東京や大阪が地方に幾ら回してきたかが、ずっと検証できるわけであります。今、大都市部と地方でけんかになっていますけれども、国にわけがわからないようにされるよりは地方の中で議論をしていくほうが、今後、将来についても継続的に検証しながら、制度を変えていけるのではないかと思います。</p> <p>これから国と地方の協議の場があるだらうと思いますけれども、ぜひそういう立場で、ご発言いただきたいと思います。さらには都道府県議会でも大都市部との調整がありますが、地方税という枠を残すという形を明確につくってもらいたいことをぜひお願いしたいわけでありますけれども、御見解をお聞かせいただきたいと思います。</p>
荒井総務部長	<p>地方法人特別税、譲与税制度については、偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間の暫定措置として、そもそも制度設計がされたものであります。基本的には偏在性の小さい地方税体系を構築していくということが、我々地方団体の立場であると思っております。</p> <p>今回の報告書でも、地方税の一部を国税化することについては、当然その税源交換といった観点での議論であるとの認識でございますけれども、地方団体間の財源不均衡の調整は、本来、制度上は地方交付税でやるのが原則であるということから、そのように考えられたものと思っております。</p> <p>いずれにしても、さまざまな議論があるところでございますし、地方税の偏在性の小さい体系を目指すことについては、全国知事会や地方 6 団体も同様のスタ</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>ンスであると思いますので、そういった点も含めて要望し、対応していくということではないかと思います。</p> <p>非常に消極的な答弁でありました。交付税というものは、もともと地方税であります。それを国税化し、この手法でしているわけであります。国の税制調査会でも、それはやむを得ないという形であると思います。地方税が国税化されていくことに対して、地方の取り分はこれだけあったという証拠をずっと残していかないと、取り込まれたら、将来、復活もできないと思っています。</p> <p>そのためにも、交付税ではなく、譲与税でいただきたい。そのほうがきちんと地方が、地方の間でお互いに融通しながらやったということがずっと検証できます。消極的にならず、全国知事会などにあげていただきたいと思います。</p> <p>これから、多分国と地方の協議の場に持ち込まれると思いますけれども、ぜひ検討をしていただきたいと要望しておきます。</p> <p>2点目は、瀬戸内国際芸術祭についてであります。</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの観点から、仕事と家庭生活の両立ということも、県は取り組まれています。その中で、質問させていただきたいと思います。</p> <p>瀬戸内国際芸術祭を、次期もするということについては何ら異論はありません。ただ、継続してしていくのであれば、きちんといろいろな面から検証していかなければなりませんし、何回も何回も継続していくのであれば、より充実を図り、マンネリ化にならないようにしていかなければなりません。そのためには、大変な取り組みが必要であろうと思っております。</p> <p>今回の瀬戸内国際芸術祭は、春会期もありましたから、前回と違って、この3年間のうち、2年間で非常な忙しさであったと聞いております。</p> <p>そこで、今回の瀬戸内国際芸術祭の開催にあたり、この実施体制の整備や職員の配置について、どのように対応されたのか、お聞きしたいと思います。</p>
荒井総務部長	<p>瀬戸内国際芸術祭2013の執行体制ですけれども、前回の職員の勤務状況なども踏まえまして、その体制を拡充して対応したわけでございます。</p> <p>具体的に申し上げますと、平成23年度については、前回の同時期の6名より2名多い8名体制で対応したということでございます。</p> <p>また、開催準備が本格化しました昨年度の4月異動でございますけれども、前回の同時期の12名よりも3名多い15名体制とした上で、年度途中から増員も行いました。特に、昨年度末が春会期に入りましたので、年度の終わりですけれども、他部局等の職員4名も1カ月程度の兼務とするなどして、体制の強化を図ったところでございます。</p> <p>さらに、今年度は4月異動において、増員して17名体制とし、瀬戸内国際芸術祭の円滑な運営ができる体制整備に努めてまいったというところでございます。</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>総務部としては、職員の増員をしたと聞いております。それでも、瀬戸内国際芸術祭の担当職員については、過剰な勤務になっていると聞いております。</p> <p>今問題になっているのは、労災の認定についても、公務災害の認定についても、この過重労働という基準が非常に長時間労働と密接な関係になり、認定がどんどん出ているということです。脳疾患とか心臓疾患など、今まで外傷的な部分しか労災の認定にならなかったものが、その内面的な部分についても認定され、どんどん社会問題化されてきているわけであります。</p> <p>瀬戸内国際芸術祭を開催するにあたり、職員の健康面で問題が出てくるということがあれば、せっかくしているものが何であったのかということになります。これから継続していこうとする中で問題が発生しないか危惧する観点において、質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>業務の内容や質、環境などのさまざまな要因があり、時間外勤務数だけで一概に言えないかもしれませんが、過重勤務、いわゆる労災の認定基準では、心筋梗塞やくも膜下出血、脳出血の場合、発症前1カ月程度において週当たり平均25時間以上、発症前1カ月を超えて週当たり平均20時間以上連続して時間外勤務を行っていた場合は、特に過重な職務に従事したと認められることになっております。また、1カ月当たり100時間程度以上の時間外勤務があった場合、あるいは1カ月当たり80時間程度以上の時間外勤務が2カ月以上続けば、過重な勤務によって健康被害が生じたと認定されているという規定がございます。</p> <p>観光振興課、にぎわい推進課といろいろありますが、平成23年度の最初のときは、月45時間超えの人が約98人で、月100時間を超える、または2カ月以上連続して月80時間を超える、また3か月で月45時間を超える人が36人でありました。平成24年度は、月45時間超えが242人で、月100時間を超える、または2カ月連続して月80時間を超える、3カ月連続して月45時間を超える人が170人というデータが出ております。</p> <p>そして平成25年度は、9月までの統計でありますけれども、45時間超えが、160人近く、そして100時間超え2カ月以上、月80時間3カ月超えが延べ122人であります。</p> <p>これを見れば、平成23年度と翌年度、そして本番と、過重労働という状況が著しく連続していると思っております。</p> <p>月ごとのデータも、見させていただきましたが、ほとんど全員の方が過重労働といえる勤務状況になっているわけであります。逆に言えば、このような状況の中で、ただ1人も健康被害が生じなかったというのは幸いだったとも思います。</p> <p>県の一大事業の瀬戸内国際芸術祭でありますから、それを支える職員が健康に勤務して、その力を十分に発揮することが重要であります。こういうことも検証</p>

発 言 者	要 旨
荒井総務部長	<p>しながら、次回の開催についてどういう形がいいのかを検討していただかないと、瀬戸内国際芸術祭を継続的に開催することが困難ではないかと思っています。</p> <p>私は、3年に一遍で、春会期もするとこういう状況になりますから、せめて4年に一遍などということも視野に入れながらやっていくことが重要なのではないかと思いますけれども、今回の瀬戸内国際芸術祭における職員の勤務状況にどのような認識をしているのか、お伺いしたいと思います。</p> <p>御指摘の瀬戸内国際芸術祭推進室ないしは観光交流局全体の職員の勤務状況については、職員の皆様には相当な御負担をかけたと感じてございます。</p> <p>また、この瀬戸内国際芸術祭には、アーティストはもとより地元の市町やこえび隊を初めとするボランティアの皆さんの大変な御尽力もあったと認識してございます。</p> <p>特に、春会期開催前後が準備のピークとなり瀬戸内国際芸術祭推進室の職員あるいは観光交流局の職員のほぼ全員が、御指摘の基準になるような非常に過重な状況であったと認識してございます。</p> <p>こうしたことから、瀬戸内国際芸術祭開催のころに、観光交流局長や担当課長に、ぜひ職員の健康管理に御配慮し、気をつけていただきたいということをお願いしました。また、総務部としては職員課や健康管理室にも、勤務状況を特に留意しておいてほしいということは特に指示したところでございます。</p> <p>こうしたこともあって、幸い何とか健康被害にならずに終わったところではございますけれども、改めて瀬戸内国際芸術祭が終わった現在、この瀬戸内国際芸術祭推進室の職員全員については、産業医の保健指導を行うこととし、職員の健康状態に留意してまいりました。</p>
三野委員	<p>いろいろとそういう配慮はされているのだろうと思いますけれども、次回に向けて、今回のそういう面も検証項目として入れていただきたい。</p> <p>この瀬戸内国際芸術祭において、香川県は実行委員会の一会員であります。継続させていくのであれば、香川県が、何もかも全てをやっていくというのは、あまりよくないのではないのでしょうか。職員がどこまでかかわっていくのかという問題に目を向けなければなりません。今、ワーク・ライフ・バランスということが求められています。いろいろな観点から、瀬戸内国際芸術祭のことについて検討をしていただきながら、次回をどうするのかという議論を、総務部としても考えていただきたいということを要望して、終わります。</p>